（管轄区域の特例）

第六十二条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事　務	地方環境事務所	区　域
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四十六条第二号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

第六十三条　（略）

附　則

第一条　（略）

（次長の設置期間の特例）

第二条　第一条の次長は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第三条　第七条第一項の放射能汚染対策課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第六条　第三十九条第一項の総務課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第七条　第三十九条第一項の渉外広報課は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第八条　第三十九条第一項の企画課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第九条　第三十九条第一項の企画課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調整官の設置期間の特例）

第十条　第三十九条第二項の調整官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第四十五条第二項及び第五十一条第二項の調整官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生・廃棄物対策総括課の設置期間の特例）

第十一条　第四十五条第一項の環境再生・廃棄物対策総括課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生課の設置期間の特例）

第十二条　第四十五条第一項の環境再生課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十三条　第四十五条第一項の環境再生課は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十四条　第四十五条第一項の廃棄物対策課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十五条　第五十一条第一項の中間貯蔵総括課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管轄区域の特例）

第六十一条　次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第五十条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所（当該地方環境事務所に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所）が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。

事　務	地方環境事務所	区　域
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四十六条第七号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

第六十二条　（略）

附　則

第一条　（略）

（次長の設置期間の特例）

第二条　第一条の次長は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第三条　第七条第一項の放射能汚染対策課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第六条　第三十八条第一項の総務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第七条　第三十八条第一項の渉外広報課は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第八条　第三十八条第一項の企画課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第九条　第三十八条第一項の企画課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調整官の設置期間の特例）

第十条　第三十八条第二項の調整官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第四十四条第二項及び第五十条第二項の調整官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生・廃棄物対策総括課の設置期間の特例）

第十一条　第四十四条第一項の環境再生・廃棄物対策総括課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（環境再生課の設置期間の特例）

第十二条　第四十四条第一項の環境再生課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（仮置場対策課の設置期間の特例）

第十三条　第四十四条第一項の環境再生課は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（廃棄物対策課の設置期間の特例）

第十四条　第四十四条第一項の環境再生課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵総括課の設置期間の特例）

第十五条　第五十条第一項の中間貯蔵総括課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。